



大崎町公告 第9号

町有財産の売却について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の6第1項及び大崎町契約規則（昭和53年大崎町規則第3号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月1日

大崎町長 東 靖弘



1 入札に付する物件

物件番号 【土地】R5-1	物件	土地
	所在地	・大崎町永吉馬場園 2675-1 ・大崎町永吉馬場園 2673-1 ・大崎町永吉馬場園 2673-2 ・大崎町永吉馬場園 2673-3 合計4筆
	面積	合計 3,600.00 m ²
	地目	畑
	予定価格	201,600 円

2 入札参加資格

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく大崎町農業委員会が発行する買受適格証明書を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。なお、資格要件確認のため、志布志警察署に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便益を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団又の維持 運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年3月1日(金)
受付時間：午前9時30分
入札開始：午前10時
- (2) 場所 大崎町役場 庁舎2階 応接室
曾於郡大崎町仮宿 1029 番地

4 入札の方法等

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、町有財産売払い一般競争入札実施要領(以下「実施要領」という。)による。
- (2) 入札に参加しようとする者は、令和6年2月28日(水)午後5時までに、次の部署に入札参加申込みをしなければならない。

なお、送付の方法により入札参加申込みをする場合は、令和6年2月28日(水)午後5時までに必着のこと。

大崎町役場総務課管財係

曾於郡大崎町仮宿 1029 番地 郵便番号 899-7305

5 実施要領の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 令和5年12月1日(金)から令和6年2月28日(水)まで(町の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(令和6年2月28日(水)にあつては午前8時30分から午後3時まで)交付する。

(2) 交付場所 大崎町役場総務課管財係

曾於郡大崎町仮宿 1029 番地

上記以外に、大崎町ホームページからダウンロードすることもできる。

6 契約条項を示す期間及び場所

5の(1)及び(2)に同じ。

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、実施要領に定める方法により、入札当日の入札執行前に、契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には契約締結後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(11)までのいずれかに該当する入札は、無効となります。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加申込みをしていない者の入札

(3) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札

(4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(7) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) 予定価格(最低売却価格)を公告した入札においては、予定価格に達していない入札

(10) 送付、電報又は電送の方法による入札

(11) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 用途の制限等

売買物件について、売買契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。売買物件について、暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所、その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、4の（2）の部署に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 契約保証金

契約の相手方は、契約担当者が指定した日時までに、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金は、その全額を売買代金に充当する。

13 現地説明会

現地説明会は実施しない。

14 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称並びに問い合わせ先

大崎町役場総務課管財係

曾於郡大崎町仮宿 1029 番地 郵便番号 899-7305

電話番号 099-476-1111（内線 216・217）